

## 【広島県立中央森林公園駐車場回数券利用約款】

(趣旨)

第1条 一般財団法人中央森林公園協会（以下「協会」という。）が販売する広島県立中央森林公園駐車場回数券（以下「回数券」という。）の購入・利用に関して必要な事項を定めるものです。

(約款の遵守)

第2条 回数券購入者（以下「購入者」という。）は、この約款に従って御利用していただきます。

(回数券の購入)

第3条 回数券の販売は、広島県立中央森林公園（以下「公園」という。）で行い、回数券の購入は原則、現金によるものとします。

(回数券の利用)

第4条 回数券は、公園の第1駐車場、公園入口駐車場、芝広場駐車場の各料金精算機で使用できます。

2 駐車場出庫時に料金精算機に回数券を投入することにより支払完了となります。

3 出庫車集中時等は、協会職員に回数券を手交することにより支払完了とする場合があります。

(回数券が利用できない場合)

第5条 次の場合には、回数券を御利用いただけません。また、これにより生じた不利益に関して、協会は一切の責任を負いません。

(1) 回数券が偽造、変造又は不正に作成されたものであるとき

(2) 購入者が回数券を違法に取得したとき、または違法に取得された回数券であることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき

(3) 一般財団法人中央森林公園協会の印が確認できないものや破損したもの

2 料金精算機の故障、停電等により、回数券が利用できないときは、現金または、回数券を協会職員に手交することによりお支払いください。

(回数券の換金)

第6条 料金の改定、料金精算機のシステム変更により、回数券が使用できなくなった場合を除いて、回数券と現金との引き換えは行いません。

2 現金との引き換えを行う場合は、次により算出した金額とします。

引き換え金額 = 3,300円 - (330円×利用済枚数)

(回数券の再交付)

第7条 回数券は、再交付しません。

(ご注意事項)

第8条 回数券を折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけないでください。

2 協会は、回数券の紛失、盗難、破損等の場合、これらに起因する損害について責任を負いません。

(ご相談窓口)

第9条 購入者からのご相談窓口は、公園センター（0848-86-9101）とします。

(取扱の変更)

第10条 回数券の取扱について、この約款を変更する場合には、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の約款を適用させていただきます。

### 【駐車場回数券販売時説明事項】

- ①広島県立中央森林公園駐車場精算機以外では、使用できません。
- ②回数券を折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけないでください。
- ③回数券、精算機の不具合等により利用できない場合は、現金でお支払いください。
- ④換金、転売、交換はできません。
- ⑤紛失、盗難、破損等の場合は、その責任を負いません。
- ⑥回数券の取り扱いは、(一財)中央森林公園協会が定める利用約款によります。
- ⑦詳しくは、中央森林公園のホームページをご確認ください。



中央森林公園 HP